

○議事日程（令和6年12月20日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会の報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第50号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第51号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第52号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第53号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第54号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第55号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第56号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 養老町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第58号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第13 議案第59号 町道路線の廃止及び変更について
- 日程第14 議案第60号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第15 議案第61号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第62号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第63号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第64号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第65号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第66号 令和6年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 報告第8号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）

---

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番 佐 野 伸 也

2番 大 橋 みち子

3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部長 住民環境課長	伊藤めぐみ	住民福祉部長 健康福祉課長	藤田勝彦
住民福祉部長 子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中修
産業建設部長 産業観光課長	佐竹達也	産業建設部長 建設課長	吉村和人
産業建設部長 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前真理
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	大倉巧
消防次長兼 消防総務課長	古川博規	消防課長	玉井洋祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	高橋正人	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和6年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和6年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

---

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、1番 佐野伸也君、2番 大橋みち子君を指名します。

---

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告を行います。

12月19日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 吉田太郎君。

○議会運営委員長(吉田太郎君) おはようございます。

議会運営委員会報告、12月19日午前9時より、委員及び議長並びに執行部の出席の下、開会いたしました。

協議事項は、第4回養老町議会定例会最終日の日程等についてであります。

日程については、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了した後に、日程第21、報告第8号 専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する和解)を議案として上程することを決定しました。

次に、審議方法につきましては、議事日程の日程第21、報告第8号 専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する和解)は、地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けること、以上のとおり決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(北倉義博君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

---

○議長（北倉義博君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（北倉義博君） それでは、日程第4、議案第50号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第59号 町道路線の廃止及び変更についてまでの10議案を一括議題として上程いたします。

この10議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る12月11日、各委員及び執行部出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例一部改正6件、事務委託の廃止に関する協議1件、合計7件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第50号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第51号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 人事院勧告に基づく条例改正に伴う影響額はの問いに対して、議員については、期末手当の引上げに伴い合計34万4,000円の増、特別職については、期末手当の引上げに伴い合計31万8,000円の増、一般職については、給与改定と期末手当の引上げに伴い合計7,689万9,000円の増との回答でした。

次に、議案第52号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関しましては、1. 条例改正に伴い給与改定の対象となる一般職員の男女別人数の内訳はの問いに対して、令和6年4月1日付で男性161人、女性115人、合計で276人との回答でした。

次に、議案第53号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 条例改正に伴い給与改定の対象となる会計年度任用職員の男女別人数の内訳はの問いに対して、令和6年4月1日付で男性37人、女性240人、合計で277人との回答でした。

次に、議案第54号 養老町税条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特

に質疑はありませんでした。

次に、議案第55号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の斎苑利用料金の改定は、主に祭壇を撤去することに伴う祭壇利用料金の撤廃による引下げと理解していいかの問いに対して、祭壇利用料金の撤廃に加え、東館の西側を家族葬用に料金を引き下げたことや各部屋の利用形態を見直したことによる引下げなどとの回答でした。

2. 今回の料金改定を踏まえた今後の施設維持管理の見通しをどう考えているかの問いに対して、料金改定により当初予算ベースで約1,000万円の減収となると試算されるが、使用料を引き下げることによって、現在より斎苑利用率が上がることを見込んでいるとの回答でした。

3. 葬儀社への周知は行うのかの問いに対して、周知期間を設けており、その間に周知徹底していきたいとの回答でした。

以上、審査に付託されました条例の一部改正6件、事務委託の廃止に関する協議1件、計7件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑は終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 西脇康君。

○産業建設委員長（西脇 康君） 産業建設委員会報告をさせていただきます。

去る12月11日、各委員及び執行部及び議長の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正2件、町道路線の廃止及び変更1件、合計3件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第56号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、条例改正

に伴い職員体制はどう変わるのかの問いに対して、水道課には1名の水道技術管理者が在籍し、加えて担当者として上水道、下水道それぞれ1名ずつ配置しているため、体制に問題はないと考えているとの回答でした。

2. 条例改正による資格要件が緩和されたという理解でいいかの問いに対して、技術者の実務経験について、改正前は水道に関する技術経験のみが要件であったが、改正後は電気技術等の水道技術以外も加味されるようになり、経験の枠が広がるため緩和につながるかと考えているとの回答でした。

次に、議案第57号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についてに関しましては、

1. 放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に係る基準へ改正されるがどのような改正内容となるのかの問いに対して、大腸菌のほかに自然の中に広く存在するほかの菌を含んだ大腸菌群数を基準としていたが、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能になったため、基準を改正するものとの回答でした。

次に、議案第59号 町道路線の廃止及び変更についてに関しては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付託されました条例の一部改正2件、町道路線廃止及び変更1件、計3件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第4、議案第50号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第51号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第52号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第53号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第54号 養老町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第55号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第56号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第57号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第58号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第59号 町道路線の廃止及び変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第14、議案第60号 令和6年度養老町立食肉事業セン

ター特別会計の繰入れの変更についてから日程第20、議案第66号 令和6年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）までの計7議案を一括議題として上程いたします。

この7議案は、予算特別委員会に付託し、審査されましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。予算特別委員会の報告をいたします。

去る12月11日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、予算特別委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました令和6年度一般会計及び特別会計並びに事業会計補正予算等、7件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず、議案第60号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第61号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第6号）に関しましては、  
1. さすまたの購入数量と配置場所は、また訓練をどのように考えているかの問いに対しては、7個購入し、役場内の各階ごとに2個ずつ配備する。今のところ不審者対応訓練を行う予定はないが、使用方法などを職員に周知していきたい。こども園や小・中学校へは既に配備してあるとの回答でありました。

2. 農業水利施設省エネ推進事業費の詳細はの問いに対しては、揚水機の電気料高騰による価格高騰分の7割を助成するもの、6組織の水利組合を対象としているとの回答でありました。

3. 乳幼児等医療事業の補正増の理由はの問いに対しては、小学校就学後から高校卒業までの方の医療費が増加しており、特に入院に関しては対前年比で2倍くらい増えているためとの回答でありました。

次に、議案第62号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第63号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第64号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に関しましては、1. 介護認定の申請から認定まで30日以内で実施しているかの問いに対しては、医師からの意見書の提出時期などによっては遅れる場合もあり得るが、30日以内で認定できるよう進めているとの回答でありました。

次に、議案第65号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）に関しましては、1. 介護予防支援事業の詳細はの問いに対して、利用者の希望に応じ町が委託した介護事業所への介護予防ケアマネジメント委託料との回答でありました。

次に、議案第66号 令和6年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）に関しましては、1. 減価償却が終了した時点で設備は更新されるのか、それとも使用できる設備は使用し続けるかの問いに対しては、減価償却後も使用できる設備は使用するとの回答でありました。

以上、審査に付託されました令和6年度一般会計及び特別会計並びに事業会計補正予算等、計7件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。ありがとうございました。

○議長（北倉義博君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外議員がいないことから省略いたします。

これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第14、議案第60号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第61号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第62号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第63号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第64号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第65号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算

(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(北倉義博君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(北倉義博君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第66号 令和6年度養老町上水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(北倉義博君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(北倉義博君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長(北倉義博君) 次に、日程第21、報告第8号 専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する和解)を上程し、議題とします。

本件は、地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長(川地憲元君) ただいま上程賜りました報告第8号 専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する和解)の概要を説明させていただきます。

この和解につきましては、訴えの提起後、相手方より本件住宅を明け渡し、滞納家賃を分割納付にて返済するとの申出があり、令和6年11月29日に岐阜地方裁判所大垣支部で開催されました口頭弁論にて裁判上の和解が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしました。

なお、和解した事項につきましては、別紙専決処分書のとおりで、地方自治法第180

条第2項により今回報告するものでございます。

以上、報告第8号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 報告が終わりました。

---

○議長（北倉義博君） これをもちまして本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（北倉義博君） お諮りします。

この第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（北倉義博君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

---

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これもちまして、令和6年第4回養老町議会定例会を閉会します。  
本日は御苦労さまでした。

(閉会時間 午前10時12分)

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月20日

議 長      北   倉   義   博

議 員      佐   野   伸   也

議 員      大   橋   み   ち   子